

『山城名勝志』と明恵上人伝記

— 近世における明恵上人伝記の受容 —

野村卓美

一 はじめに

江戸期における明恵（一一七三～一二三二）伝記文献の受容を調査する過程で、複数の明恵伝記を参照していると記す著述を見出した。それは大島武好（以下、武好と略記）編『山城名勝志』（以下、『名勝志』と略記）である。周知の如く、同書は江戸時代を代表する地誌である。その巻九と巻十一に、明恵伝が引用されている。また、後述する如く、編者武好は、参照した文献は忠実に引用したと自負しており、後人も武好のその姿勢を高く評価している。『名勝志』は江戸期における明恵伝記の受容を調査する上で、逸することのできない書の一つと考えられる。

『名勝志』の編纂・刊行の経緯や、武好の経歴等に関

する解説としては、

・ 野間光辰「解題」『山城名勝志』（新修 京都叢書

13。一九六八年。臨川書店）。

・ 同「解題」『山城名勝志』（新修 京都叢書 14。

一九七一年。臨川書店）。

・ 藤本篤「山城名勝志」『国史大辞典』（吉川弘文館。

一九九三年）。

・ 同「山城名勝志」『日本史文献解題辞典』（吉川弘文館。二〇〇〇年）。

・ 伊東宗裕「『山城名勝志』解題」『山城名勝志（二）』

（立命館大学図書館所蔵善本復刻叢書。近世風俗・

地誌叢書7。龍溪書舎。一九九六年）。

* 『名勝志』の引用は、近世風俗・地誌叢書 第7

巻（第14巻）。

がある。

先学の指摘を中心に、『名勝志』と武好について、後述することと関連する事柄を中心に略述しておく。

『名勝志』は山城国（現京都府の中部と南部）の地誌であり、全三十一巻三十冊附図十二舗からなる。巻二十一の奥附に「正徳元辛卯年初秋日」とあり、刊行は正徳元年（一七一）である。刊行書肆は、京都宣風坊書林である。野間氏の調査によると、「初刻・改訂・後刻三者」が現存している。検討する西園寺文庫本（現立命館大学図書館蔵）は、「初刻本と改訂再摺本の中間に位置する」本であり、附図十二舗を「欠」（伊東氏）している。また、武好の詳伝は不明であるが、野間氏は、『以文会筆記』・『家乗』等を参照し、「もと山城国乙訓郡鳥羽の人」で「家は菓子屋」であったが、「官家に奉公し」、「宝永元年十二月十六日正六位上馬少允に叙任」され、「宝永七年三月二十六日享年七十歳を以て歿」したとする。すると、その誕生は寛永十八年（一六四）となる。生涯の大半（「およそ三十年以上」（野間氏））を費やした著述は、武好入滅の翌年に刊行された。

『名勝志』が高く評価されている理由は幾つかあるが、先ず指摘すべきは、その引用文献の多さである。『名勝志』冒頭には、「野宮権中納言定基卿」（朱書）の序（諸本は、村田通信の序があるが、底本は「省く」（伊東氏））・貝原篤信（益軒）の序と「平安城記」・「山城名勝志目録」・「凡例」に続いて、「引用書目」がある。その「引用書目」には古記録・物語・軍記・日記・説話集・歌集等、夥しい文献が列挙されている。西園寺文庫本はその最後に「引用書目都合七百十三部」と朱書されている。伊東氏は、「当時としては驚嘆すべき目配り」であり、参照書籍は「とくに室町時代に手厚い」とする。

次に、評価されているのは、それらの文献を忠実に記録するという、編纂態度である。武好は、「凡例」冒頭に、

一 此編は山城国の名所古跡を旧記の文にまかせて書載す故に真字仮名字各引用る書にしたかふと記している。また、巻第廿一大尾に続く跋文にも、

としころ見およひし所々筆をふるき文にかりその言葉をあつめて山城名勝志といふ見る所しるところふるき文にまかすといへともあやまれる所おほからん

とある。これらから、真名文献は漢文で、仮名文献は片仮名、または、平仮名と参照した文献に準えて記されていることがわかる。

このような編纂態度は、刊行直後から高く評価されていたようで、天野信景が元禄年間から、享保十八年(一七三三)に歿するまで執筆した「近世の一大随筆」(『国史大辞典』(吉川弘文館)『塩尻』巻六十四には、

○山城国名所記す文、中頃より多かれど俗間にいふ趣きのみにて、全備なかりしに、正六位上源武好が編る名勝志は、旧記実録を拾ひて遺る方なく、いと正しく聞ゆ。

と記している。また、伊東氏も、これらの事柄を踏まえて、
・ 古文献の徹底的な検索引用と、それを現在の地理に比定する努力に注目すべき

・ 同時時代の山城国地誌の中でもこの文献至上主義はきわだっている
と高く評価している。

武好が参照した明恵伝記と、神護寺・高山寺に関連した文献としては、先に紹介した「引用書目」には、「明

慧上人行状」・「明慧上人伝」・「高山寺上人別記」の伝記三点と、「高雄寺縁起」・「高山寺縁起」等が見出せる。これらは典拠から忠実に引用されていると推察される。野間氏の指摘の如く、武好の後半生「およそ三十年」の間に調査・編纂したとすると、延宝から元禄年間(一六七三～一七〇三)の頃となる。当時、彼が目にした明恵伝記を特定することにより、その流布状況を確認することが出来る。

このような事柄を踏まえて、調査を試みた。以下、その結果を報告してみたい。

二 「高山寺上人別記」と報恩院本『明恵上人行状』〈別記〉

明恵伝記文献については、田中久夫・奥田勲・平野多恵³⁾の三氏に詳細な研究がある。それらによると、伝記文献は二系統に分けられる。一つは、行状系で、『高山寺明恵上人行状』と題され、漢字片仮名交じり文の『仮

名行状』と、真名書きの『漢文行状』が存している。もう一つは、伝記系で、概ね『梅(梅)尾明恵上人伝記』と題され、漢字片仮名交じり文で記されている。

以下、武好が参照した伝記の特定を試みたい。先ず最初に、『名勝志』巻九に、高山寺の「〇鎮守社壇四字(有二三間一面拝殿)」(へ)は小書きを示す。以下、同の記述の中に、

一社(右方南端)住吉明神

①【右此神者自_ニ上人託胎之始_一与_ニ春日大明神_一相共殊致_ニ擁護_一云々嘉禎四年正月廿九日遷宮了】

②【明恵上人行状別記云】③【元久二年十二月】

④【請_フ紀州在田郡山中建_ニ立_一伽藍并春日住吉両大明神御宝殿_ヲ安_ニ置_レ彼形像_上状】⑤【曰】⑥【去建久二年欲_レ企_ニ入唐_一之剋明神忽降】⑦【我并住吉大神殊不相離汝_ニ也願莫_ハ捨_レ我國_ヲ遠行_中他

国_上云々】⑧【其後垂_ニ降臨_一說_ニ影像之形儀_一教_ニ凶絵之軌則_一成弁欲_下為_レ抑_ニ後恋_一凶_中尊容_上奉_レ問_ニ生身之摸粧_一両大明神之御影頭面手足一々形質

等悉說_レ之給_{云々}】⑨【今此靈像者宝_中之中貴宝_也也

云々】

* 記号・括弧は稿者。以下、同。

* ①～⑨は一連の記述であり、②～⑨は小書きされている。

とある。この中に②「明恵上人行状別記」とある本から検討してみたい。

しかし、検討を始める前に、二点ほど解明しておかなければならぬことがある。

先ず、高山寺に関連する記述では、①の如く、典拠を明記しない漢文体の説明が頻出している。調査すると、これらの多くは高信撰『高山寺縁起』から引用されている。①も同縁起に、

一、社(右方南端)住吉明神 日本神也、

右此神者、自_ニ上人託胎之始_一、与_ニ春日大明神相共殊致_一擁護云々、上人存日尤有可奉勸請之議、仍滅後、為

富小路中納言盛兼卿之沙汰、奉勸請之、嘉禎四年(戊戌)正月廿九日遷宮了、

* 傍線は稿者。以下、同。

とある記述を典拠としている。実線は省略されている箇所

所、波線は送り仮名が付されている語である。この他に、武好は返り点を付している。

このことから、武好が「凡例」で記している如く、漢文体の文章は真名で引用していることが確認出来る。また、訓点を付し、文を省略することはあるが、付加・改変はしていないこともわかる。

再度、①に着目すると、高山寺にある住吉明神について説明する中で、嘉禎四年（一二三三）正月廿九日、即ち、明恵入滅十日後（後述する如く、武好は明恵の歿年を誤解していた可能性がある）に住吉明神が遷宮されたこと、『高山寺縁起』を引用して記すが、何処からなされたかが明示されていない。それを補うのが、「明恵上人行状別記」の記述である。補足説明であるが故に、小さきと推察される。

次に、「明恵上人行状別記」と記されている本について検討する。「行状」とあり、加えて、漢文体で引用されており、『漢文行状』が典拠と推察される。現在、『漢文行状』は、上山勘太郎氏藏本（以下、「上山本」と略記）と高山寺藏本（以下、「報恩院本」と略記）がある。奥

田氏によると、書写時期は、前者は「鎌倉時代の後期」、後者は、奥書に正保四年（一六四七）に「読合」（巻下：60ウ）とあり、「書写はこれと殆ど同時期か又は僅かに遡る頃」（補注（2））である。また、両本は、「比較すると、本文に異同があり、特に傍訓・送仮名において著しい差異が認められる」（『高山寺明恵上人行状』（漢文行状）（上山本） 凡例）と指摘されている。それ以上に両本が異なるのは、「上山本」は上・中・下の三巻であるが、「報恩院本」には『明恵上人行状（別記）』一冊が付されていることである。武好が「明恵上人行状別記云」として記す記述は、『漢文行状』三巻中には見出せないが、報恩院本『明恵上人行状（別記）』には存している。

この『明恵上人行状（別記）』は、奥田氏によると、『報恩院本書写校合の際（正保四年一稿者注）に、琳弁が蒐集した明恵乃至高山寺関係の資料をまとめた』（補注（2））ものである。③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿は、明恵が建仁二年（一二〇二）冬から入唐を企図するが、春日大明神が降臨し断念させられた経緯を語っている。

その降臨の際に、明恵が春日・住吉両明神の尊容を図すことを願い、許可され、両明神の形質を示された。後日完成し、元久二年（一一〇五）十二月に紀州在田に伽藍を建立して奉納した折りに明恵が記した敬白である。これは、『明恵上人行状（別記）』冒頭に「請_下殊蒙十方施主貴賤上下恩恤_一卜_二紀州在田郡山中_一建_二立_一伽藍_一并奉_レ造_{（二字書）}春日住吉両大明神之御宝殿_一安_レ置_レ彼御形像_上状_一」（一才）として見出せる。また、『明恵上人行状（別記）』表紙見返には「秘密勸進帳」とあり、略称される場合があったと推察される。この略称は記されておらず、武好は表紙見返に気付かなかつたのであろうか。敬白（一才（一才）は③の日付が最後（九才）にあり、④（一才）は記述順に抄出されている（⑤については、先述）。番号と括弧を付した部分は、微細な省略はあるが、敬白と同文である。先に、『高山寺縁起』から引用する際に、送り仮名を付し、一部記述を省略していることを指摘したが、例えば、⑧の引用箇所を比較してみる。『明恵上人行状（別記）』には、

其後_一応_レ祈_レ念_一重_レ垂_レ降_レ臨_一説_レ影_レ像_レ之_レ形_レ儀_一教_レ図_一繪_レ之_レ軌_{（キ）}

則_一成_レ弁_レ欲_レ為_レ抑_レ後_レ恋_一図_中尊_レ容_上奉_レ問_レ生_レ身_レ之_レ模_一粧_一両尺_大明_レ神_レ之_レ御_レ影_レ頭_レ面_レ手_レ足_一一々_レ形_一質_一等_一悉_レ説_レ之_レ給_{（給）}（6才）

* 実線は省略、波線は送り仮名が付加されている箇所。

とあり、記述が一部省略され、幾つか送り仮名が添加されている。ここでも、『高山寺縁起』と比較した場合と同様に、武好は本文は一部省略するが、文章を改変・添加することなく引用している。

後にも指摘するが、武好は文献中の年号に関しては余り配慮しなかつたようである。⑥は、『明恵上人行状（別記）』の「去_レ建_レ仁_二年_一冬_レ比_レ依_レ有_レ別_レ願_レ專_レ欲_レ企_レ入_レ唐_一之_レ尅_一・明_レ神_レ忽_レ降_二於_レ小_レ室_一」（2ウ（3才）とある箇所の傍線部を省略して引用されている。記されている如く、大明神降臨は建仁二年（三十歳）冬のことであり、それは明恵や喜海の著述（補注（6）とも合致する。しかし、武好は建久二年（一一九一。十九歳）のことと記す。書写した際に生じた単純な誤記とすべきであらうか。

上述した如く、武好は『明恵上人行状（別記）』を披

見していたことがわかる。とすると、当然、『漢文行状』も『明恵上人行状（別記）』が付されている。「報恩院本」からの引用と考えられる。次章では、「明恵上人行状云・「明恵行状云」として引用している箇所を中心に検討してみる。

三 「明恵上人行状」・「明恵行状」と「報恩院本」

『名勝志』第九と第十一に、「明恵上人行状云」、もしくは、「明恵行状云」として引用されている例を検討してみたい。それらは、以下のとおりである。

『名勝志』第九

I ○三日坂

明恵上人行状云十二三歳之時。有_下欲_レ出_ニ高尾_一。而父母奉_レ献_ニ我_ヲ於_ニ薬師_一如来_ニ先可_レ申_レ身暇_一。又八幡大菩薩同可_レ申_レ暇_一之由思_レ之。或夜夢云已_ニ出_ニ高尾_一赴_レ三日坂_一之間。大蛇拳_レ首進_ニ来_ニ横_ニ塞_一

路前_ニ。為_ニ八幡菩薩_一御使_一云々。

II ○平等心王院

明恵上人行状云元久元年（甲子）秋自_ニ紀州_一上洛。九月三日移_ニ住_ニ禎尾_一。

III ○高山寺（在_ニ梅尾山_一）寺務仁和寺門跡／明恵上人行状曰高尾、一院云々）

IV ○高山寺

明恵別伝云A【高弁上人高雄、文覚弟子（元亨釈書云就_ニ上覚_一落髮）ニテ】B【初ハ紀州白上ト云処ニ住給云々】C【文覚所勞難治ノ由同法ノ許ヨリ告ラレシカハ高雄へ帰給ヌ。然_ルニ先師告云深く思ヤウアリ。此寺ノ近キ処ニ閑居ノ地多ケレバ枉_テ草菴ヲ結_ヒテ住シ給へ。此山ノ奥ノ岩屋ノ向フニ大盤石アリ。其鉢興アリケレハ、彼上ニ菴ヲ作進スヘシ。尚モ心ニ叶ハスハ梅尾ニ菴ヲ造リ進スヘシ。彼ニ過タル閑居ハアラシ。処カラモ興アテ仏法久住スヘキ地形ナリ】D【明恵行状云文治九年云々】E【運慶力造タル釈迦像并唐本ノ十六羅漢ヲ付属シ給】F【（寺家説云金堂釈迦付属像也）】

V ○明恵上人墓（在二禅堂院傍ニ）

明恵上人行状云寛喜三年十月十九日。奄然トシテ寂。
春秋六十。同廿一日葬二禅堂院後。

VI ○楞伽山。

明恵撰
遺跡乎洗辺留水毛入海乃石止思辺波牟都未
之幾哉シキカ 同（高弁上人）

VII ○平岡善妙寺

* 「乎・辺・留・毛・乃・止・辺・波」は小書き
明恵上人行状云貞応二年上覚上人定二善妙寺四至
被レ付二梅尾。

【名勝志】第十一

VIII ○塔尾（号二佛光山）

明恵上人行状云G【建保六年賀茂神主能久頼依
奉レ嘸請上人二賀茂社之後去二十余町一建立別
所二構二数字房舎経蔵等。号二佛光山】H【又云賀
茂別所神宮後廿余町神山内塔尾脚云々】

* 句点は稿者。

【名勝志】は、明恵伝記に關しては、「明恵上人行状」

「明恵行状」からの引用が最も多く、以上の八例（IVはD）
を見出すことが出来る。これらの分析により、武好が『漢
文行状』は「報恩院本」を参照した可能性が高いことを
示し、次に、「文献至上主義」（伊東氏）と称される武好
の文献引用方法について、気付いたことを記してみたい。

武好が引用するI、VIIを、「上山本」・「報恩院本」で
確認すると、両本共に参照された箇所を特定することが
出来る。両本は「送仮名において著しい差異が認められ」
（凡例）、また、先述した如く、武好は訓点を多く付加
しており、送り仮名等の有無から、何れの本を参照した
かを特定することは困難である。しかし、IV・V・VIを
詳細に検討すると、武好が「報恩院本」を参照した故の
記述・誤記と推察される箇所を見出すことが出来た。以
下、示してみる。

VIの歌は「石止思辺波」（先述した如く、「止・辺・波」
は小書き）とある。典拠を正確に書写したとすると、「上
山本」巻中の「石登思辺波」（23張。「登・辺・波」は小
書き）と異なる。しかし、「報恩院本」巻中（40ウ）と
は同文である。微細な記述の相違ではあるが、武好が「報

恩院本」を披見したと判断出来る重要な根拠の一つである。

武好が、年号に余り配慮しなかつた例は、先に指摘したが、ⅣとⅤは、「報恩院本」を参照した故に、年号を誤読し、誤記した例と考えられる。

奥田氏は、『漢文行状』は『仮名行状』に比して、伝記を「編年体」で構成するという「一つの編輯意識」があつたことを指摘する(補注(2))。それは、『漢文行状』が年号・月・日、あるいは年齢を段落の冒頭において記す場合が多いことから窺える。例えば、「同三年」「同十九日」等とあると、直前、もしくは、少し前の段落冒頭を参照すれば年号や月が判断出来る。以下に示す例は、武好が本文を精読しておれば防げた誤読である。しかし、彼も、先に記した如く、年号や月を確認するために、前の段落冒頭の記述を手掛かりに、それらを特定したと推察される。

「上山本」と「報恩院本」を比較すると、その記述方法の相違は歴然としている。「上山本」は年号・月・日を段落冒頭において記す傾向が顕著である。しかし、「報

恩院本」を書写した人物は、そのような配慮に欠けていた。

Ⅳは「明恵別伝」を参照し、Dは「明恵行状」で確認し、注記を付しているが、「文治」は六年(一一九〇)四月迄しかなく、「文治九年」は誤記である。その因は、武好が「報恩院本」を参照した故と推察される。以下、考察してみる。

「明恵別伝」の所在は報告されていなく、今後とも調査が必要であるが、漢字・片仮名交じり文で記されており、伝記系に属する本と考えられる。また、Aの如く、明恵の師を上覚ではなく文覚と記していることも、伝記系であることを示唆している。何故なら、伝記系には、「高雄ノ上人」・「文覚上人」とはあるが、上覚の名前は見出せない。「高雄ノ上人」は著名な文覚と解されていたようである。故に、武好は『元亨釋書』巻第五(十六就「上覚」剝落」とある)を参照して、注記を付す必要があつたと考えられる。Bの如く、建久年間に明恵は紀州白上で厳しい修行を行つて⁹いるが、「云¹⁰処¹⁰二住給云々」という表記は、記述を要約したことを示している。武好

が直接「明恵別伝」を参照したのはCとEの箇所と考えられる。武好は、「報恩院本」を参照していることや、『名勝志』の記述からも、高山寺に赴いて伝記や伝承、遺跡等を確認したと思われる。¹¹⁾

例えば、『明恵上人資料 第一』（補注（4））には、現高山寺所蔵の伝記系で、文覚に関するCとEの逸話を有する三伝本が紹介されている（武好が調査した際に同寺に所蔵されていたか否かは不明）。しかし、Cにある記述、「其鉢興アリケレハ」が『梅尾明恵上人物語』（12オ）・『梅尾明恵上人伝』上（12ウ）に、また、「枉マズテ草菴ヲ結テ住シ給へ」が『梅尾明恵上人伝記』（3ウ）に見出せない。先に、検討した如く、武好は本文を省略・要約はするが、増補することはない。故に、これらの本を参照していないと考えられる。因みに、『梅尾明恵上人伝記』（以下、「版本」と略記）巻上と比較すると、微細な異文は存するが、先に指摘した二箇所14)の記述があり、大略は同文である。「明恵別記」は「版本」に近似した本と考えられる。

これらのことを踏まえて、Dの誤記の原因を推察して

みたい。

「報恩院本」巻上で調査すると、伝記系と同様にCとEの逸話（37オ〜ウ）があり、その直前には年号は記されていない。しかし、逸話の直後に、

同九年八月廿五日・探玄記第一巻・与二五六許輩一学衆二読始之一（37ウ〜38オ）

*「二」は「朱筆の句読点」（補注（4））、以下、同とある。しかし、伝記系諸本は「探玄記を講ずと云々」（「版本」巻上）とあるのみで、年号は略されている。「報恩院本」に「同九年」とあり、武好はこの記述を参照し、「文治九年」と判断したと推察される。

因みに、「上山本」巻上で、この逸話の少し前から、改行され、段落冒頭に記されている年号・年齢を追っていくと、「文治四年（戊申）生年十六歳」（7張）・「生年十八歳」（9張）・「生年十九歳」（10張）・「建久四年（癸丑）」（13張）・「同六年秋」（同）とあり、文覚の発言等に続いて「同九月八月廿五日」（正22張）とある。即ち、「同九年」は建久九年（一一九八）と容易に理解出来る。しかし、同様のことを、「報恩院本」巻上で行くと、「文治四年（戊

申〕生年十六歳〕(12ウ)は、改行され、冒頭に記されているが、以下は、一度改行(20ウ)されるのみで、全て行中に、「生年十八歳」(15ウ)・「生年十九歳」(17オ)・「建久四年(壬丑)」(21ウ)・「同六年秋」(23オ)・そして、「同九年」と続く。武好が「報恩院本」を手にして、「文治四年」を確認し、文中に記された以後の年号に気付かずに、「同九年」を見出したとすると、それを「文治九年」と誤読した可能性が高い。「上山本」を参照しておれば、その可能性は低かったと考えられる。

Vは明恵の入滅と墓所に関する記述である。後半部は「報恩院本」巻下・59オ(「上山本」巻下・31張も同文)を参照したと推察されるが、注意すべきは「寛喜三年十月十九日」という明恵入滅の年号と月である。行状系・伝記系共に、明恵の入滅は寛喜四年(貞永元年)正月十九日であり、異説は存していない。何故、このような基本的な事柄に誤記が生じたのであろうか。これも、IVと同様に、武好が「報恩院本」を参照した故と考えられる。行状系巻下の後半部、特に、明恵発病後の記述は、年号・月・日を記す都度、段落が頻繁に改められている。

段落冒頭の記述を参照して、「報恩院本」巻下で明恵入滅の日「同十九日」(52ウ)の年号と月を確認すると、「寛喜二年二月」(32ウ)・「又同三月廿九日」(34オ)・「同三年(辛卯)從十月一日」(34ウ)・「同十一日」(42オ)・「同十六日」(46オ)・「同十八日辰時」(50ウ)・「同日酉刻」(51ウ)・「同十九日辰一点」(52ウ)・「寂滅」(59オ)となる。寛喜三年十月一日から、十一日・十六日・十八日・十九日と日にちを追って記述されており、武好の記す如く、「寛喜三年十月十九日」が入滅日となる。

しかし、「上山本」巻下で、同様に、段落冒頭の日付けを追っていくと、一箇所異なっている。それは、「同三年(辛卯)從十月一日」(19張)と「同十一日」(23張)の間に、「寛喜四年(壬辰)正月上旬」(22張)で始まる段落の存していることである。「報恩院本」巻下では同所は、

〔已上、人_レ所談大概也・取_レ要記_レ之〕寛喜四年(壬辰)正月「上旬・病氣追_レ日増_レ」(41オウ)

* 「」は「表」と「裏」の変更を示す(補注(4))。とあり、行の下部に年号と月が記され、直ちに裏面に続

いており、武好はこの記述に気付かなかったと推察される。ここでも、武好誤記の原因を、「報恩院本」の書写方法に求めることが出来るのではなからうか。

以上のことから、Ⅵの記述の相違、Ⅳ・Ⅴの誤記の原因は、武好が『明恵上人行状(別記)』を参照した際に、これらの箇所も「報恩院本」から引用したと考えるべきであろう。

本章の最後に、Ⅷを検討してみたい。Hの冒頭に「又」とあり、GとHは「明恵上人行状」からの引用と解される。しかし、該当する箇所は「報恩院本」巻下には、

g【建保六年】(戊寅)秋比・聊依_レ有_二煩事_一・去_二梅尾_一遷_二h【賀茂別所神宮、後隔廿余町神山内塔尾、脚_一】神主能久結_二構四五字、僧房_一・建_二立_一一字、_二経藏_一・施_二与上人_一(此所号_二佛光山_一) (13オ)

とある。hはHに該当するが、Gの部分はg【建保六年】のみが同一である。「報恩院本」には、「建保六年」の記事としては、「同年冬比」(13ウ)に明恵が随求陀羅尼法で病者を加持したとあり、能久には言及していない(「上山本」巻下(7張)も同文である)。故に、武好はこの

箇所を参照していないことがわかる。調査すると、『高山寺縁起』石水院に、

同(承久一稿者注)三季夏天下大乱之刻、g【賀茂神主能久頻_二依奉_一囉請上人_一、賀茂社之後去二十余町、建立別所構数字房舎、経藏等、号佛光山_一、】

(20オウウ)

と、「建保六年」以下がGと同文で見出すことが出来る。しかし、それは『高山寺縁起』が承久三年(一一二二)の記事としているものである。

武好は、「明恵上人行状云」としながらも、Gは『高山寺縁起』(年号は「報恩院本」)、Hは「報恩院本」から引用している。引用典籍の記述に混乱がみられる。武好が転写した際に犯した、単純な誤りとすべきであろうか。

四 片仮名書きと平仮名書きの「明恵伝」

『名勝志』には、「明恵伝」から三箇所引用されている。

それらは、

(イ) ○練若台(真言伝云高山寺、西峯、上云々)明

恵伝同^レ之○七処遺跡之一

(ロ) ○楞伽山(明恵伝云高山寺、後三町許ヲ去テ

一ノ峯ノヲトテ楞伽山ト名ク○七

処遺跡之三)

(ハ) ○遺跡窟(定心石奥○七処遺跡之五)

明恵伝云定心石の奥大盤石あり其石の上に仏の御

足の跡をゑり付て供養をなし給仍遺跡窟と名付

同伝 満月の面を見ざる悲しさに岩ほの上に足をこ

そすれ

である。

(ロ) を基準にして推察すると、漢字片仮名交じり文

であり、「明恵伝」は伝記系と判断される。前章で検討

したIVの「明恵別伝」も伝記系であり、伝記系の複数の

本が参照されたと考えられる。引用は、この三例である

が、明恵伝記の受容を考える上で、考慮すべき事柄が見

出せる。

提示した順序とは異なるが、(ロ)と(ハ)から検討

してみたい。(ロ)は漢字片仮名交じり文で、(ハ)は漢

字平仮名交じり文である。先の「凡例」に示された編纂

方針に従うと、彼が目にした本は、共に「明恵伝」と題

されてはいたが、異なつた仮名遣いの本であつたことに

なる。現存まで目にする事が出来た明恵伝記で、漢字

平仮名交じり文の本は高山寺藏『明恵上人行状(絵伝記)』

三巻のみである(補注(4)に翻刻)。同行状は、詞書

著者未詳で、絵師三宅高信(一六七九年歿か)が描き、

元禄三年(一六九〇)成立、または同年に転写された本

(補注(2))と推察される。武好が披見した可能性はあ

るが、詞書は伝記系のみにある、北條泰時と明恵の親密

な関係を詳述したもので、(ハ)の和歌¹⁵は含まれておらず、

直接の典拠ではない。

(ハ)は詞書・和歌共に、「版本」巻上(149~150頁)と、

ほぼ同文である。武好の編纂態度から推察すると、漢字

平仮名交じり文の「明恵伝」が存していたとすべきであ

ろう。多くの伝記系写本上巻後半部は、明恵の和歌が集

中のに集められており、歌集の如き様相を呈している。

あるいは、そのような部分のみを平仮名書きに改めた本

が作成され、武好がそれを目にしたのであろうか。今後とも調査が必要である。

(イ)は、練若台の場所が『真言伝』にも記されていることを示し、「明恵伝」で補っている。事実、『真言伝』巻第七には、「寛喜三年四月比高山寺西峰上一字草菴、カマエテ練若台号」とあり、伝記系の本、例えば、「版本」巻上に「同年四月に、梅尾の西峰の上に一宇の庵室を構へて練若台と号す」(140頁)とあり、近似している。しかし、『真言伝』編者栄海が参照したのは、『漢文行状』であった。¹⁶⁾「上山本」巻下に、「西峰上構一宇庵室一号練若台」(5張。「報恩院本」巻下・9ウ)とある。武好が『報恩院本』では確認することが出来なかつたのであろうか。

(イ)のような記述方法から推察すると、先に『真言伝』で練若台に関する記事を見出し記録し、後に、「明恵伝」でも同一の記述を目にし注記したと解することができる。武好は、資料の信頼性を斟酌するよりも、遺跡に言及する記事を検索することを重要視していたと推察される。

五 まとめ

『名勝志』第九と第十一には、「明恵上人行状別記」・「明恵上人行状」・「明恵行状」・「明恵別伝」・「明恵伝」という、五種類の明恵伝記が引用されている。この中で、「明恵上人行状」と「明恵行状」は、「行状」との呼称、漢文体で引用されていることから『漢文行状』と判断される。また、「明恵上人行状別記」は『明恵上人行状(別記)』であり、参照された箇所も見出せ、「報恩院本」が参照されたことと断ることが出来る。また、「上山本」ではなく、「報恩院本」を武好が手にしていたことは、極めて微細ではあったが「上山本」と異なる記述が見出したこと、「上山本」を参照したとすると生じ難たい、年号に関する誤記が存していることから推察できた。武好は高山寺に赴き、「報恩院本」を披見したと考えられる。

次に、「明恵別伝」と「明恵伝」であるが、引用が一部漢字片仮名交じり文、あるいは、平仮名交じり文と異なっているが、行状系にはない記述もあり、伝記系の本の考えられる。本の呼称も異なっており、複数の伝記系の

本を参照したと推察される。現存流布している明恵伝記は、伝記系が圧倒的に多いことは奥田（補注（2））・平野（補注（3））両氏に詳細な調査がある。先述した如く、それらの中から、調査した限りでは、全く同文の本を見出すことは出来なかつた（異文は、転写、もしくはは要約等によつて生じた可能性もある）。今後ともより広範な調査が必要である。

しかし、「引用書目」を参照すると、少し様相が変わつて来るのではなからうか。「引用書目」は『名勝志』が参照・披見した文献の一覧表であり、最終段階で作成されたと考えるのが自然ではなからうか。それは、過去に利用した文献を再確認するという意図も含まれていたはずである。そこには、明恵の伝記と推察されるものは、先述した如く、「明慧上人行状」・「明慧上人伝」・「高山寺上人別記」の三本のみが挙げられている。「明慧上人行状」・「高山寺上人別記」は「報恩院本」である。残る「明慧上人伝」が伝記系の本と考えられる。『名勝志』では、「明恵別伝」・「明恵伝」と書き分けられてはいるが、武好が手にしていたのは、同一の本であつた可能性もある。とす

ると、先に指摘した如く、漢字平仮名交じり文の引用は、明恵の和歌が集中している箇所からなされている。概ね、『名勝志』の和歌は平仮名で記されており、片仮名書きを武好自身が書き改めたと推察することも出来るのではなからうか。参照したのは、最も容易に入手出来た寛文五年の「版本」（補注（13）参照）と考えられる。今後とも、調査が必要である。

最後に、「文献至上主義」と評されている武好の文献の参照方法について、明恵文献に関してのみの調査ではあるが、気付いたことを幾つか記してみたい。勿論、現代の学問の基準を江戸期の地誌の編者に求めることは出来ない。しかし、「報恩院本」の細部の記述まで忠実に転写されており、文献を重視していたことは否めない。だが、その幾つかには、誤記・誤写、事実誤認が存していた。その原因は、読者の理解を容易にすることを意識した故に生じたと考えられる。そのことは、漢文文献に多くの訓点が付されていること、「近代の人の説」（凡例）を注記として付記していること等からも推察される。それに加えて、各地の文献所蔵者を尋ね、披見を請

い、短時間に転写したと想像されること、また、三十年もの時間を要して編集されており、編纂方針の変更や、幾度か行われたと考えられる転写等々も、誤写や誤読を生んだのではなからうか。しかし、最大の原因は、存在しない年号「文治九年」と記し、高山寺で調査を行いながら、明恵の歿年を誤記する等、武好は地誌を調査することに急であり、史実に対する関心が希薄であったと推察される。また、『名勝志』の眼目の一つは「引用書目」の存在である。しかし、これも明恵伝記に関しての調査のみではあるが、残念なことに、「引用書目」と本文中に引用される際の文献の呼称が異なっている。

補注

- (1) 田中著『明恵』(人物叢書。吉川弘文館。一九六一年)。
- (2) 奥田「解説」『明恵上人資料 第一』(高山寺資料叢書 第一冊。東京大学出版会。一九七一年)。
- (3) 平野著『明恵上人伝記』の系統と成立『明恵―和歌と仏教の相克―』(笠間書院。二〇一一年)。
- (4) 明恵伝記の引用は、注記無き場合は『明恵上人資

料 第一』(高山寺資料叢書 第一冊。東京大学出版会。一九七一年)より行う。また、各伝記の「凡例」も同書。

- (5) 『高山寺経藏典籍文書目録』(高山寺資料叢書)によると、現在高山寺には「高山寺聖教類第一部299」(永祿五年(一五六二)校合本)・「同 第四部第二〇九函3」(室町中期写)二本の『高山寺縁起』が所蔵されている。武好が調査を試みた時期も、同様であったと推察される。何れの本を披見したかは不明であるが、後者には「○高山寺資料叢書第一冊所収ノ第一部299号ト同内容ノ本ナリ」との注記があり、本稿では、補注(4)の翻刻本を参照し、検討する。

武好は、「高山寺縁起云」(巻九・巻十五)として引用する場合もあるが、その多くは典拠を示さずに記している。なお、引用に際しては、以下論ずる如く、送り仮名・返り点が付され、記述が省略される場合がある。

- (6) 建仁年間の渡竺企図と断念の経緯は、明恵が同三年八月八日に著した『十无尽院舍利講式』や喜海撰『明恵上人神現伝記』(『高弁記』とも)に詳述されている。

(7) この歌は、『明恵上人集』には見出せないが、伝記系には載せられている。しかし、第五句は「ナツカシキ哉」(興福寺藏『梅尾明恵上人伝』上・23才)。

(8) 『国書総目録』(岩波書店)に、「国朝書目」に「明惠別伝」一巻とあることが記されているが、所蔵は不記。『高山寺経藏典籍文書目録』等にも、「明惠別伝」は見出せない。

(9) 明恵と文覚・上覚については、前川健一著「文覚・上覚と明恵」『明恵の思想的研究―思想構造と諸実践の展開―』(法蔵館。二〇一二年)が詳しい。

(10) 「凡例」にも「諸書の内容多く文長きは要を摘て略書す」とある。

(11) IVのFに「寺家説云」とあり、高山寺僧侶から得た情報を記している。他にも、「寺僧云」(阿弥陀堂)、「今在茶園中」(外畑、石塔一基)等とあり、高山寺に赴いていたことが確認出来る。その際に、「報恩院本」を披見したのであろう。あるいは、「明惠別伝」や、次章で検討する、「明恵伝」も高山寺所藏本の可能性もある。

(12) 多くの伝記系諸本が「其鉢興アリケレハ」、または、「枉^{マダ}テ草菴ヲ結^ヒテ住シ給へ」の箇所を欠落させている。両記述を有している本は、「伝記系諸本の中で最も古い時代の書写本」(補注(2))である興福寺藏『梅尾明恵上人伝』上(10ウ)、「諸写本のうちでも最も古態を保つ草稿本格的性格を持つ伝本」(補注(3))である慶應義塾図書館蔵・貞治三年(一一三六四)書写の『梅尾明恵上人伝』上(18オウ)、東寺観智院藏『明恵上人伝記』上冊(23才。粕谷隆宣「東寺観智院藏『明恵上人傳記』(上冊) 翻刻」『空海の思想と文化』(ノンブル社。二〇〇四年)、「版本の版下であった可能性が高い」(補注(3))大倉精神文化研究所藏『明恵上人伝記』(仁和寺A本)12ウ)、「版本」(補注(13)参照)等である。

(13) 平仮名交じり文で翻刻されているが、「版本」は「片仮名交じり表記」で寛文五年(一一六二八)・宝永六年(一一七〇九)に「同版」(岩波文庫『明恵上人集』「凡例」「解説」)で刊行されている。武好が参照したとすると、寛文五年版と考えられる。引用・頁数は同文庫本。

(14) 近似する記述が殆どであるが、『名勝志』「告ラレシカハ」・「閑居ノ地多ケレバ」が「版本」巻上では「告げたびしかば」・「閑居の地多し」(118頁)とある。他の伝記系も「版本」に近似している。

(15) 本和歌は『明恵上人集』や行状系に見出せなく、伝記系のみに残している。

(16) 野村「明恵上人伝記の研究」『真言伝』巻七の高弁上人伝を巡って『文藝論叢』第七十号(二〇〇八年三月)。

(17) 平野氏が調査した二十六本の中で、『明恵上人伝』とあるのは、親王院本(東京大学史料編纂所蔵)と穂久邇本(日本古典文学影印叢刊17。貴重本刊行会)である(補注(3))が、共に内題は『梅(梅)尾明恵上人伝』とあり、補注(12)で指摘した箇所の記事を欠いている。

引用は次の典籍より行った

『塩尻』(日本随筆大成第三期。吉川弘文館)・『元亨釈書』(新訂増補 国史大系)・『真言伝』(説話研究